

知多半島りんくう病院 院内電話交換設備更新工事 仕様書

1. 業務概要

地方独立行政法人知多半島総合医療機構 知多半島りんくう病院 2階通信機械室の電話交換設備の一部を更新する。

2. 履行期間

令和8年10月15日から令和9年3月19日まで

3. 履行場所

常滑市飛香台3丁目地内
知多半島りんくう病院 2階通信機械室

4. 更新機器

交換機設備等明細は、別紙「知多半島りんくう病院 院内電話交換設備更新工事仕様明細書」のとおり。

5. 業務担当者

- (1) 現場代理人（兼任可）を配置すること。
- (2) 次のア又はイに該当する者を監理技術者又は主任技術者として配置すること。なお、入札参加資格確認申請日において、3か月以上の直接的かつ恒常的に雇用関係を有している者で、いずれも他の会社からの在籍 outward者や派遣社員は認めないものとする。
 - ア 総合通信工事担任者の有資格者である者
 - イ 本案件と同一の工種で10年以上の実務経験のある者
- (3) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。
- (4) 法令により作業等を行う資格が定められている場合は、当該資格を有する者が、当該作業等を行うこと。
- (5) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施するとともに、常に清潔に留意すること。

6. 業務実施体制

- (1) 地方独立行政法人知多半島総合医療機構 知多半島りんくう病院 院内作業マニュアルを遵守すること。

- (2) 作業に従事する者は、作業方法・作業手順等を十分に指示し必要な安全対策を施し、労働災害等の発生未然防止に努めること。また、資材運搬等の車両運行に際しては、事故防止のため交通安全管理に努めること。
- (3) 施工日については発注者と相談の上、日程を決定すること。
- (4) 施工時において発注者側の事情により、施工中断の指示があった際は、直ちに従い、諸室が使用できるよう努めること。
- (5) 機器設置後は動作確認を実施すること。

7. 協議事項

この仕様書に定めない事項については、発注者・受注者双方で協議して定める。